

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク  
Citizen's Network for Japanese-Filipino children

# 2020 年度活動報告書

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク  
(Citizen's Network for Japanese-Filipino children)  
【東京事務所】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206

TEL / FAX : 050-3328-0143 E-mail: [jfcnet@jca.apc.org](mailto:jfcnet@jca.apc.org)

ホームページ(日本語) : <http://www.jca.apc.org/jfcnet>

Facebook: jfcnet tokyo

【MALIGAYA HOUSE】

18-A Cabezas Street Project 4, Quezon City, Metro Manila, 1109 Philippines

TEL/FAX: (63-2) 913-8913, Email: [maligayahouse@gmail.com](mailto:maligayahouse@gmail.com)

Facebook: Maligaya House

## 【目 次】

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| 第 1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは                  | 4-5   |
| 1. 設立                                       |       |
| 2. 法人取得                                     |       |
| 3. 設立目的                                     |       |
| 4. 東京事務所                                    |       |
| 5. マリガヤハウス (Maligaya House)                 |       |
| 6. ケース受任協力弁護士                               |       |
| 第 2 2020 年度の事業の概要                           |       |
| 1. 東京事務所の事業の概要                              | 6-15  |
| (1) 法的・行政手続支援事業                             | 6-8   |
| ① 父親捜し                                      |       |
| ② JFC に対する法的・行政手続支援                         |       |
| ③ 省庁交渉への参加                                  |       |
| ④ DNA 鑑定協力企業との提携                            |       |
| ⑤ ケースの打切・解決の処理                              |       |
| ⑥ 国籍確認訴訟違憲判決 (国籍法 3 条) / 認知国籍取得プログラム        |       |
| ⑦ 国籍確認訴訟提起 (国籍法 12 条、戸籍法 104 条)             |       |
| (2) 生活・教育支援事業                               | 8-11  |
| ① JFC 奨学金基金                                 |       |
| ② JFC 母子向けプログラム                             |       |
| ③ 子どもサポートプログラム                              |       |
| a. 父親再会 (初会) サポート                           |       |
| b. KAPATIRAN 奨学金申請サポート                      |       |
| c. 日本語レッスンサポート                              |       |
| ④ 緊急支援金給付サポートプロジェクト                         |       |
| a. 「移民・難民緊急支援基金」申請サポート                      |       |
| b. 「外国人の生活困窮者に対する緊急ささえあい基金」申請サポート           |       |
| ⑤ フィリピン人のお母さんたち手作りマスク販売サポート                 |       |
| ⑥ 「フィリピンの JFC たちへマスクを送ろう！」プロジェクト            |       |
| (3) 普及啓発事業                                  | 11-12 |
| ① ニュースレター「MALIGAYA」の発行                      |       |
| ② イベント・勉強会などへの参加                            |       |
| ③ スタディツアー                                   |       |
| ④ "Made in Japan" 日本語翻訳プロジェクト「父の国・母の国をめぐる旅」 |       |
| (4) その他                                     | 12    |
| ① 理事会                                       |       |
| ② インターンおよびボランティアの受け入れ                       |       |
| (5) ファンドレイジング                               | 13    |

|                                                                   |       |
|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 2. マリガヤハウスの事業の概要                                                  | 14    |
| (1)心理・社会的介入プログラム (Psycho-Intervention Program: PSI)               | 14    |
| ①ケースマネージメント                                                       |       |
| ②カウンセリング                                                          |       |
| ③ 家庭訪問                                                            |       |
| ④ 国籍申請支援                                                          |       |
| (2) トレーニング・教育プログラム (Training & Education Program: TEP)            | 14-15 |
| ① JFC プログラム                                                       |       |
| ② 保護者（母親など）向けプログラム                                                |       |
| ③ 奨学金プログラム                                                        |       |
| ④ 訪問者・ボランティアへの啓蒙                                                  |       |
| (3) 調査研究・広報プログラム (Research & Publication Program: RPP)            | 15    |
| (4) アドボカシー・ネットワークプログラム<br>(Advocacy & Networking Program: AD Net) | 15    |
| ① 政府や他の NGO とのつながり                                                |       |
| (5) 財務・運営 (Finance & Administration Program: FAP)                 | 15-16 |
| ① 組織運営                                                            |       |

### 第3 東京事務所における JFC に対する法的支援事業の概要 17-35

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1. ケース対応の手続き               | 17    |
| 2. 受理・処理の状況（表 1～4）         | 18-21 |
| 3. 婚姻手続（表 5～9）             | 22-24 |
| 4. 国籍取得（表 10～15）           | 25-30 |
| (1) 概要                     | 25-27 |
| (2) 準正による国籍取得（国籍法 3 条 1 項） | 28-29 |
| (3) 国籍再取得                  | 30    |
| 5. 認知（表 16、表 17）           | 31-32 |
| 6. 養育費請求（表 18）             | 33    |
| 7. 在留特別許可（表 19・20）         | 34    |
| 8. 訴訟ケース（表 21）             | 35    |

## 第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは

### 1 設立

1994 年 5 月に設立された。初代代表は松井やより氏。

### 2 法人格取得

2006 年 3 月に東京都より認証を受け、法人格を取得した。

### 3 設立目的

1980 年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちも増加している。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

### 4 東京事務所

東京事務所では、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちのうち、様々な理由により、父親からの連絡が途絶え、養育を受けられなくなった子どもたちおよびその母親に対する法的支援（養育費や認知の請求、親権者指定<変更>）および行政手続支援（国籍<再>取得、フィリピン法で成立した婚姻の日本への報告的届出、在留特別許可申請など）を中心に活動を行っている。なお、2020 年 12 月末実現在、母子がフィリピンに在住する案件（在比ケース）が約 72%を占め、日本に在住する案件（在日ケース）は 28%である。

2020 年度の理事及び事務局は以下の通りである。

#### <理事>

理事長 鈴木雅子

副理事長 山田壮夫

理事 近藤博徳、茂野光達、豊島眞、大森佐和

監事 細田はづき（2020 年 12 月 14 日逝去）

#### <事務局>

事務局長 /伊藤里枝子（タガログ語通訳・ケースワーク）

事務局員 /古市智子（会計、社会福祉士）、斉藤忍（翻訳、ケースワーク）（～2020 年 3 月 31 日）、市原誉子（翻訳、ケースワーク）（2020 年 4 月 1 日～）

### 5 マリガヤハウス（Maligaya House）

「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」のフィリピン・マニラ現地事務所。1998 年 1 月 17 日設立。2020 年 12 月末日現在、JFC ネットワークで扱う全ケースの約 72%は在比ケースであり、うち、約 74%はマリガヤハウスで受けた相談、約 22%はミンダナオ島ダバオにある RGS-COW(Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で受けた相談で、その他は別団体を通して受けた相談になる。マリガヤハウスでは直接に母子からの相談を受け、母子への精神的・法律的なカウンセリングや日本語教室なども行う。なお、‘Maligaya’とはタガログ語で「幸せ」の意味である。

#### <理事>

理事長：オーロラ ハヴァテ デ ディオスさん Ms. Aurora Javate de Dios

副理事長：大森佐和さん Ms. Sawa Omori

コーポレートセクレタリー：シスター マリア マグダレーナ サアヴェドラ

RGS. Sr. Maria Magdalena Saavedra RGS.

会計：銅直一彦さん Mr. Kazuhiko Dobeta

監査：鈴木雅子さん Ms. Masako Suzuki

理事：レイ ヴェントゥラさん Mr. Rey Ventura

理事：アンドレア ルイサ カストール アノリンさん Ms. Andrea Luisa Castor Anoline

## ＜事務局＞

常勤日本人スタッフ：河野尚子

パートタイムスタッフアシスタント: Remrose Tanabe (レムローズ・タナベ) 火・水・木

パートタイム会計: Nora Guillermo (ノラ・ギリエルモ) 水・木

## 6 ケース受任協力弁護士

JFC 弁護団は 1993 年 4 月結成。父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼している。

現在は弁護団という形での活動はしていないが、法的処置の必要なケースを受任して頂いている弁護士は全国に約 200 名である。地方に在住する父親に対し法的手続を行うために、地方に事務所を構える協力弁護士の確保が喫緊の課題となっている（特に 2004 年 4 月の人事訴訟法施行後は在比ケースも東京家庭裁判所ではなく父親の住所地を管轄する家庭裁判所で手続を行うことが必要となったため）。

在日ケースを弁護士に依頼する場合、ほとんどのクライアントは経済的に厳しい環境にあるため、日本司法支援センター（通称「法テラス」）の援助制度（以前は財団法人法律扶助協会の法律扶助制度）を多く利用している。また、在日ケースで母子が在留資格を有しない場合には日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用している。在比ケースでも、「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになってきている。しかし、資金的な問題から養育費請求や差し押さえ請求、20 歳以上の認知請求、遺産調査や相続、離婚請求等は扶助が認められないなどの制約を受け必ずしも順調とは言えない。

近年、20 歳以上のユースからの相談が増えているため、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用できるよう協議を重ねている。2020 年度は 20 歳以上の認知請求事件で 3 件（東京 2 件、神奈川 1 件）許可され、2 件不許可（長野 1 件、三重県 1 件）となった。

## 第2 2020年度の事業の概要

### 1 東京事務所の事業の概要

2020年度の東京事務所の事業の概要は、以下の通りである。

#### (1) 法的・行政手続支援事業

##### ① 父親探し

##### ② JFCに対する法的・行政手続支援

弁護士と連携した子どもの認知・養育費の支払い、離婚、離婚無効、親子関係不存在、子の引渡しなどを求める調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的・行政手続支援活動を行っている。詳細は後記（第3）の通りである。

##### ③ 省庁交渉への参加

2020年11月9日（月）・10日（火）に（特活）移住者と連帯するネットワーク主催の省庁交渉が行われ、JFCネットワークは10日の「貧困・移住女性」の分野に参加し、「移住（外国人）女性・貧困政策に関する要請書」を各省庁大臣へ提出した。JFCに関する要請は以下の通りである。（※具体的な内容はJFCネットワークのホームページに記載。

[Http://www.jfcnet.org/about/movement/#lobby](http://www.jfcnet.org/about/movement/#lobby)

#### ◆移住（外国人）女性・貧困政策に関する要請書◆

#### ◆ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン（JFC）に関して

（1）日本人の嫡出子で、日本国外で出生し、出生後3ヵ月以内に出生届および国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した（国籍法12条）子についても、日本人親の戸籍にその出生の事実を記載することを求めます。またそのために必要な戸籍法施行規則の改正を求めます。

（法務省、外務省）

#### 1) 問題の所在

戸籍から日本人親の親族関係を把握することができない。具体的な問題場面として、日本人親について相続が発生した場合に、当該婚内子を相続人として把握しえず、この子が相続から除外されてしまうという不利益、あるいは相続完了後に子の存在が判明し、遺産分割が全て覆されるという他の相続人にとっての不利益が生じる。

（2）離婚届不受理申出の在外公館での受理を求めます。（外務省・法務省）

#### 1) 問題の所在

夫婦の一方が、相手方に離婚届への署名を強要し、あるいは相手方の署名を偽造して、相手方の意思に反し、あるいは相手方に無断で、離婚届を提出するおそれがある場合、相手方は予め本籍地に離婚届の不受理を申し出ることによって、離婚届の受理を阻止することができる（戸籍法27条の2第3項、戸籍法施行規則53条の4）。日本人配偶者が日本国外に居住し、他方配偶者が勝手に離婚届を本籍地に提出しようとしている（又はそのおそれがある）場合には、国外在住の日本人配偶者は、現地の日本領事館に離婚届不受理申出をすることができる。また日本人と外国人の夫婦において、日本人配偶者が勝手に離婚届を提出しようとしている（又はそのおそれがある）場合にも、日本国内に居住する外国人配偶者は、離婚届不受理申出をすることができる。

しかしながら、外国人配偶者が日本国外に居住している場合には、在外日本領事館は当該外国人配偶者からの離婚届不受理申出を受け付けない。そのため、日本国外に在住する外国人配偶者は、日本人配偶者が無断で離婚届を出すおそれがあると分かっているにもかかわらず、それを阻止する手段がない。

#### ④ DNA 鑑定協力企業との提携

##### <DNA 鑑定ケース受理地>

| ケース受理地    | 数         |
|-----------|-----------|
| MH        | 3         |
| COW       | 2         |
| 東京        | 3         |
| ローカス      | 5         |
| <b>合計</b> | <b>13</b> |

##### <DNA 鑑定種類>

| 種類         | 数         |
|------------|-----------|
| 親子3人(4人)鑑定 | 11        |
| 異母きょうだい鑑定  | 1         |
| 父子鑑定       | 1         |
| <b>合計</b>  | <b>13</b> |

##### <DNA 鑑定採取場所>

| 採取場所      | 母         | 子         | 父(側)      |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| MH        | 10        | 12        | 0         |
| COW       | (1)       | (1)       | 0         |
| 日本        | 1         | 0         | 13        |
| <b>合計</b> | <b>12</b> | <b>13</b> | <b>13</b> |

注：( ) は未接種の件数

##### <DNA 鑑定実施裁判所>

|     |    |                                                                                                                                        |
|-----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 裁判所 | 13 | 山形家庭裁判所、新潟家庭裁判所、長野家庭裁判所上田支部、栃木家庭裁判所宇都宮支部、さいたま家庭裁判所熊谷支部、横浜家庭裁判所横須賀支部、東京家庭裁判所(2)、東京家庭裁判所多摩支部、静岡家庭裁判所沼津支部、岐阜家庭裁判所大垣支部、三重家庭裁判所、高知地方裁判所高松支部 |
|-----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

父親に対する認知・養育費請求の前提として父子関係の証明が必要である。昨年度は、㈱ローカス（東京都世田谷区）の協力を得て13件について低廉な価格でDNA鑑定を行うことができた。

うち5件は、㈱ローカスからの依頼で行った。

鑑定の種類は、認知請求事件のための親子3人(4人)鑑定が11件、死後認知請求事件のために異母きょうだい鑑定が1件、フィリピン人母が既に亡くなっているケースの認知請求事件のための父子鑑定が1件だった。

採取場所は日本在住のフィリピン人母から日本人父への認知請求事件で子がフィリピン在住のケースが1件あった。

なお、昨年度は新型コロナ感染拡大の影響で、死後認知請求事件において父側の異母きょうだいの接種は終了したが、在ダバオの母子の鑑定が未接種のままになっている。

現在、新型コロナ感染拡大の影響で、国内線で移動が制限され、ダバオ在住母子の8件、セブの1件がペンディング状態である。

#### ⑤ ケースの打切・解決の処理

弁護士および事務局が、個々のケースの法的問題、打ち切りや解決ケースの決定などについて話し合った(3月、6月、9月、12月)。

#### ⑥ 国籍確認訴訟違憲判決／認知国籍取得プログラム(国籍法3条)

両親(日本人父とフィリピン人母)が非婚で出生後に父から認知されたJFCは日本国籍を取得できない。一方、胎児認知を受けた場合、または出生後認知でも両親が婚姻した場合には日本国籍を取得できる。

JFCネットワークの在日ケースのクライアント9名とその子どもたちは、出生後認知を受けた子の両親が婚姻したか否かによって子の日本国籍の取得に差別をもうける国籍法3条が憲法14条(平等原則)に反するとして、2005年4月12日、日本国籍の確認を求める

訴えを東京地裁に集団で提訴した。一審は請求認容、控訴審は請求棄却と判断が分かれたが、最高裁判所は2008年6月14日に、国籍法3条1項が両親の婚姻を要件とするのは憲法14条違反であるとする違憲判決を下した。

違憲判決に伴い、2008年12月12日に国籍法が改正され（施行は2009年1月1日）、両親が婚姻をしてなくても父親から認知を受けているケースは国籍取得が可能となった。

2020年度も引き続き認知の成立したケースごとに随時国籍取得を行った。

## ⑦ 国籍確認訴訟提起(国籍法12条、戸籍法104条)

外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

JFCネットワークの総受理ケース中、婚内子は540人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は397人（73.52%）だった。フィリピンで出生した婚内子（397人）のうち、国籍を留保していた子どもは118人（29.72%）であり、279人（70.28%）は国籍を喪失していた（表11、図2）。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは47件（16.84%）に過ぎない。（2020年12月末日現在）

JFCネットワークでは国籍喪失した婚内子に対しこの問題の重要性を伝え、国籍確認訴訟の提起を予定しているが参加の意思のあるものを募り、17名が参加することとなった。そのほか、日本に在住のケース2人、およびJFCネットワークのクライアントではないが、セブ・ネグロス在住のケース5人日本在住のケース2人も加わり、合計26名の国籍確認訴訟を2010年7月21日、東京地方裁判所に提訴した。

2012年3月23日（金）、東京地方裁判所において1審の判決が言い渡された。定塚誠裁判長裁判官は、日本に在住する原告2名のうち1名については国が日本国籍を認め、もう1名は判決で国籍が認められたものの、フィリピン在住の残る26名については日本国籍が認められなかった。

2013年1月22日、国籍確認訴訟の控訴審判決があった。奥田隆文裁判長裁判官は一審判決を支持し、原告らの請求を棄却した。

2015年3月10日、国籍法12条の違憲性を争った国籍確認訴訟の最高裁判所の判決が言い渡され、上告棄却という結果だった。

なお、新型コロナ感染拡大の影響で、フィリピンから日本へ渡航制限があり、来日することが不可能だったこともあり、昨年度に国籍再取得の届出を行ったケースはなかった。

## (2) 生活教育支援事業

### ① JFC 奨学金基金

2000年10月に某テレビ番組でJFCの問題が取り上げられた際、取材を受けたあるJFCの子どもたちの学費を援助したいという問い合わせが殺到したことを契機に、JFCの子どもたちの教育支援のために「JFC奨学金基金」を開設した。奨学生はマリガヤハウスで選考され、高校卒業までの教育資金を支援する。JFC奨学金基金の報告は季刊ニュースレター「マリガヤ」の中の『パグアサ (Pag-asa) 』（タガログ語で‘希望’の意）で紹介をしている。

2020年度はソロプチミスト旭川からの奨学生はなく、JFCネットワークの奨学金基金からは高校生3名が支援を受けた。奨学金以外のJFCで、学費や文具、制服などの費用が出せないために通学が困難な者に対し、進路・進級支援「Enrolment Assistance」も行っている。



## ②JFC 母子向けプログラム

母子家庭の多い JFC 母子の家庭では毎日の生活に追われ、子どもたちとレジャーを楽しんだりする機会が少ない。そうした機会に恵まれない子どもたちとその母親に対し、レジャーやフォーラムを企画し、楽しく過ごすことを目的としたプログラムであるが、昨年度は新型コロナ感染拡大の影響ですべてのイベントが実施できなかった。

- a. 例年ゴールデンウィークに実施：イチゴ狩り（神奈川県津久井浜市）
- b. 例年 12 月の日曜日に実施：クリスマス会（こども教育宝仙大学）

## ③子どもサポートプログラム

### a. 父親再会(初会)サポート

ここ数年、日本人の父親に生まれてから一度も会ったことがない、あるいは幼い時に生き別れになった JFC ユースたちから「お父さんに会いたい」という相談が増えてきている。

JFC ネットワークは、自分の父親を知ることは子どもたちがこの世に生まれてきた理由を知るため、ルーツを知るため、そして自分自身に自信を持ち、自尊心を養い、自分の足で歩くために必要な人生のステップだと考え、ボランティアの協力を得、JFC たちの父親再会支援を必要に応じて行っている。

### ◆父子面会実現ケース（4 件）◆

| ケース受理 | 合意態様         | 概要                                                                                                                                                       |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| COW   | 養育費の調停調書に記載  | 養育費の調停調書に「年に 3 度、スカイプなど通じて面会交流を実施する」と記載し、1 回目は弁護士事務所で弁護士が立会いの下、通訳もスカイプで同席して実施した。                                                                         |
| COW   | 養育費調停時の話合の中で | 養育費請求の調停時に弁護士から父に対し子が会って話をしたい旨を伝えたところ、LINE での交流を希望され、弁護士の同席はなく通訳と父子の 3 者で面会交流を実施した。                                                                      |
| 東京    | 認知調停の話合後に    | セブに母子がいるケースで、子が父から遺棄されていることを理由に不登校や自殺未遂を繰り返すなどの問題を抱えていたこともあり、認知調停終了後に弁護士に父子交流の希望を伝えたところ、父から携帯電話の SMS での交流なら可能とのことで父から子に電話をしてもらった。その後、子は見違えるように生きることになった。 |
| MH    | 合意書作成        | 認知判決を得たケースだが、子が父との面会交流を希望し、父は父子のみの面会という条件付きでそれに応じたため、「合意書」を作成し年に数回携帯電話を通じて交流することとなった。                                                                    |

### b. KAPATIRAN 奨学金\*申請サポート（5 名）

高校生 4 名、大学生 1 名の申請を行い、高校生 3 名、大学生 1 名が奨学金受給を受けた。

期間：2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月末

月額 20,000 円

⇒高校生 2 名は中学 3 年の時にフィリピンから来日し外国人枠で公立高校の受験を経験し高校に

入学した JFC である（1 年生と 2 年生）。

⇒高校 1 年生の 1 名は日本で生まれ育った在留資格のないフィリピン国籍の子である。

⇒大学 1 年の 1 名は中学 3 年の時にフィリピンから来日し、外国人枠で公立高校受験を経験し、高校に入学・卒業し、大学に入学した JFC である。

⇒落ちてしまった 1 名（高校 2 年生）は締切りまでに必要書類が準備できなかった。

※KAPATIRAN 奨学金は、海外にルーツを持つ高校生・大学生が家庭事情や経済的事情により進学や修学に支障を来すことなく自らの適性などにあった進路を自由に選択し意欲的に学業に専念できるよう精神的、経済的に支援しているためのものです。（聖公会東京教区）

### c. 日本語レッスンサポート

フィリピンで生まれ育った現在 40 歳の JFC の K さん（男性）は数年前に来日し、日本で暮らして仕事をしているが、日本語があまり出来ないため、本人の希望があり、毎週日曜日に日本語レッスンを実施している。主にボランティアの西城戸司さんと是枝修さんが担当して下さっている。

## ④緊急支援金給付サポートプロジェクト

### a. 「移民・難民緊急支援基金」申請サポート

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本に暮らす移民・難民たちの生活が困窮していく中、(特活)移住者と連帯するネットワークは 2020 年 5 月 8 日、「移民・難民緊急支援 基金」を立ち上げ、5 月～9 月、公的支援をまったく受けられない難民申請者や仮放免者、帰国困難者、公的支援に容易にアクセスできない移民たちに対し 1 人 30,000 円の現金給付支援を実施し、計 1,645 人を支援した。

申請方法は各団体が関わる困窮している移民・難民者たちの必要情報を提供し、支援金給付が決定すると、各団体の銀行口座に支援金が振り込まれ、団体から本人たちに送金をした。送金手段は、銀行振り込みの他、銀行口座を持たない者へは現金書留を利用した。

JFC ネットワークは 38 人の JFC やその家族たちに支援金を申請した。

### b. 外国人の生活困窮者に対する「緊急ささえあい基金」申請サポート

新型コロナ災害緊急アクションは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い仕事を失ったり、家賃を払えなくなったり、大学に通えることができなくなったりする状況を踏まえ、反貧困ネットワークなど、拡大する貧困問題を解決するために活動する団体により 3 月 24 日に急遽結成した。(特活)移住者と連帯するネットワーク貧困対策プロジェクトチームが参加団体の 1 団体であり、困窮する移民・難民に対し一人 20,000 円を支給し、計 33,285,000 円が「外国人」枠で支給された。

申請方法は、JFC ネットワークから支援金給付を希望する人の必要情報を貧困プロジェクトへ提供し、給付が許可されると、貧困プロジェクトから直接、本人に送金される。銀行振り込みの他、銀行口座を持たない者へは現金書留を利用した。JFC ネットワークでは 38 人へ給付金を支給して頂いた。その内訳は以下のとおりである。

| 年齢               |        | 0 | 1-5 | 6-10 | 11-19 | 20-29 | 30-39 | 40- |
|------------------|--------|---|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| JFC<br>(フィリピン国籍) | 在留資格有  |   |     |      | 2     | 1     | 2     | 1   |
|                  | (短期滞在) |   |     |      |       | 1     |       |     |
|                  | 在留資格無  |   |     |      |       | 1     | 1     |     |
| JFC(二重国籍)        |        |   |     |      |       | 1     |       |     |

|                |        |   |   |  |   |   |   |   |
|----------------|--------|---|---|--|---|---|---|---|
| JFC(日本国籍)      |        |   | 1 |  |   |   | 1 |   |
| JFC(無国籍)       | 在留資格有  |   | 1 |  |   | 1 |   |   |
|                | 在留資格無  |   |   |  | 2 | 2 |   |   |
| フィリピン人<br>未成年  | 在留資格有  |   | 2 |  |   |   |   |   |
|                | 在留資格無  | 1 | 1 |  | 2 |   |   |   |
|                | 手続中    | 1 |   |  |   |   |   |   |
| フィリピン人<br>成人女性 | 在留資格有  |   |   |  |   | 1 |   | 2 |
|                | (短期滞在) |   |   |  |   |   |   | 1 |
|                | 在留資格無  |   |   |  |   | 1 | 1 | 3 |
| フィリピン人<br>成人男性 | 在留資格有  |   |   |  |   | 2 |   |   |
|                | 在留資格無  |   |   |  |   |   | 1 |   |
| その他の国籍         | 在留資格無  |   |   |  |   |   | 1 |   |

### ⑤フィリピン人のお母さんたち手作りマスク販売サポート

昨年度、新型コロナ感染拡大の影響で失職や休職、シフトを減らされるなど JFC 母子家庭の生活は大きな影響を受けた。そんな中、フィリピン人の母親たちがフェイスブックなどを通じて販売しているのを知り、JFC ネットワークのフェイスブックやホームページでも紹介し注文を受けるなどのサポートを行った。

### ⑥「フィリピンの JFC たちへマスクを送ろう」プロジェクト

フィリピンでも新型コロナの感染拡大の影響で、外出時はマスクをしないと罰金を取られたり、警察に拘束されるのでマスクは欠かせないものとなった。しかし、経済的に困窮している JFC 母子はマスク 1 枚の購入でも負担が大きいため、日本の家庭で余っている布マスクや使い捨てマスクをフィリピンの JFC 家庭に送るプロジェクトを実施し、フィリピンまでの送料として 300 円分の切手の負担も呼びかけた。たくさんのマスクのご寄贈を受け、現金 25,600 円、切手 33,050 円分のご寄付を頂き、マリガヤハウスと RGS-COW へバリックバヤンボックスでマスクを送った。マリガヤハウスと RGS-COW から各 JFC 母子家庭へ配布をした。

## (3) 普及・啓発事業

### ① ニュースレター「MALIGAYA」の発行

2020 年度は季刊誌を以下の通り年 4 回発送した。

- ・ 2020 年 3 月「MALIGAYA 101 号」

ケース紹介、マリガヤハウス便り、Pag-asa (奨学金基金報告)、気になる記事、寄付者名簿、JFC 通販ニュース

- ・ 2020 年 6 月「MALIGAYA 102 号」

ケース紹介、マリガヤハウス便り、Pag-asa (奨学金基金報告)、気になる記事、インターン活動から見た本当の自分、寄付者名簿

- ・ 2020 年 9 月「MALIGAYA 103 号」

ケース紹介、マリガヤハウス便り、Pag-asa (奨学金基金報告)、インターンシップで得た学び、『2019 年度活動報告書』より、「父の国・母の国を巡る旅」が完成しました！、寄付者名簿、JM くん緊急支援ご報告

・ 2020 年 12 月号「MALIGAYA 104 号」

ケース紹介、マリガヤハウス便り、Pag-asa (奨学金基金報告)、初めて目にした現実、RGS-COW シスターのご紹介、寄付者名簿

## ② イベント・勉強会などへの参加

a. 例年 6 月に開催される移住者と連帯するネットワーク全国フォーラムは開催されなかった。

## ③ スタディツアー

例年 8 月に実施するスタディツアーは実施できなかった。

## ④ "Made in JAPAN" 日本語翻訳プロジェクト「父の国、母の国をめぐる旅」

2014 年、JFC ネットワーク設立 20 周年記念として国内外の JFC のエッセイコンテストを行った。審査員のお一人だった Rey Ventura さんがエッセイの質の高さを評価して下さり、エッセイ集をフィリピンで出版することを計画され、一つひとつのエッセイを編集し、2018 年 12 月、Ateneo De Manila University Press から "Made in Japan" が出版された。

"Made in Japan" を日本語の翻訳プロジェクトへの助成金をラッシュジャパンから受けた。

プロジェクトは 2019 年 10 月から 2020 年 5 月 31 日までの予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、計画が予定通りに進まなかった。2020 年度に実施したものは以下のとおりである。

① タイトルの決定⇒エッセイ執筆者とフォトワークショップ参加 JFC たちに "Made in Japan" の翻訳本としてふさわしい日本語のタイトルのイメージを事由に挙げてもらった。その中から、「父の国・母の国をめぐる旅」に決定した。

② 表紙イラスト⇒デザインの専門学校に通う JFC 矢菅和朗さん (20 才) からエッセイの内容をイメージしたイラストを 5 点描いてもらい、執筆者の JFC とフォトワークショップに参加した JFC にそれぞれ自分の好きな作品 1 点を選んでもらい、一番票の多かったものを表紙のイラストとした。

② 矢菅和朗さんから表紙イラスト作成についてのコメントをしてもらい、書籍の表紙裏と裏表紙裏に日本語とタガログ語でそれぞれ掲載した。

③ フォトワークショップの講師・柴田大輔さんが JFC たちの撮影した写真の中から、書籍に入れる写真を選考した。

③ 9 月 30 日、「父の国・母の国をめぐる旅」が発行された。

## (4) その他

### ① 理事会

2020 年度の理事会は 4 回、土曜日に開催した。(2 月 15 日、3 月 7 日、9 月 26 日、12 月 19 日)、JFC ネットワークおよびマリアガヤハウスの運営全般、特にマリガヤハウスの理事会の立て直しを中心に話し合った。

### ② インターンおよびボランティアの受け入れ

2020 度のインターンおよびボランティアの受け入れは以下の通りである。

#### 【東京事務所】

<インターン> NPO 法人 ドットジェイピーから 4 名を受け入れた。

・佐藤真緒(2-3月)、斉木美奈(2-3月)、尾碕遼平(8-9月)、奥原彩葉(8-9月)

#### **<マリガヤハウス・インターン事前オリエンテーション参加者>**

・なし

#### **<ボランティア>**

山田美恵子（在宅翻訳）、牛山恵美（翻訳、事務作業、季刊誌発送）、豊島眞（HP 管理、ML 管理）、野口和恵（翻訳、季刊誌発送）、是枝修（JFC 日本語レッスン）、西城戸司（JFC 日本語レッスン）、田中佐紀（季刊誌発送）、山谷賢二（季刊誌発送）、村田アンジェリーナ（季刊誌発送）、亀田アニー（季刊誌発送）、荒岡クレシリン（季刊誌発送）

### **(5)ファンドレイジング**

JFC ネットワークの財政基盤強化のため、事務局長、伊藤里枝子がファンドレイジング担当となっているが日常業務が忙しくファンドレイジングに時間を割くことがなかなかできなかった。

#### **<欲しいもののリストの利用>**

具体的に必要なものをリストにしてメールリストやニュースレター発送時にリストを同封することによる寄付の呼びかけ。昨年度は利用しなかった。

#### **<Facebook 開設>**

2013 年、JFC ネットワークのフェイスブックを開設し、JFC に関連する情報や JFC ネットワークのイベントなどの情報などを随時掲載している。2021 年 2 月 15 日現在、1,599 件のファンを持つ。

#### **<データ管理>**

2013 年 9 月頃より実際に Sales Force を活用しての支援者情報の管理（データ管理）や普及啓発活動（イベント管理、NL 発送）での運用を開始している。

## 2. 現地事務所「マリガヤハウス」の事業概要

### 1) Psycho-social Intervention Program (PSI) (心理・社会的介入プログラム)

#### ケースマネジメント

全ての相談者へはメールまたは電話で対応し(午前 10:00～午後 6:00)、事務所への訪問が必要な相談者には予約を取り、適切な対応を行った。戸籍取得方法をはじめ、法的手続きに関するアドバイスをを行い、相談者ができる範囲で、自力で情報を収集したり手続きをするための手伝いをした。また、他の NGO やフィリピン政府機関などで類似の支援を行っている団体を紹介した。

#### ＜新規ケース＞

新規ケースは、JFC 未成年ケースと JFC 成人ケースに向けたオリエンテーションを 1 月・2 月・7 月・8 月・9 月・10 月・11 月に行い、新規登録を不定期で行い、合計で 7 件受理した。新規ケース以外にも、再開ケース、東京事務所からのケース、ダバオの RGS-COW からのケースへの対応も行なった。新規ケースへのグループオリエンテーションを行った。オリエンテーションは、JFC 未成年ケースと JFC ユースケースに分け、自己紹介、マリガヤハウスの紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任分担やクライアントの心がまえ、過去のケースの状況、団体の能力の限界などについての説明を行い、登録希望者には契約書を交わした。自分達の置かれている現状についてシェアリングや問題分析、その解決策の話し合いをした。午後には質問票(ケースプロフィールの記入と、婚姻届や出生届、戸籍、子どもの国籍、特に新国籍法に関する情報についてのレクチャーを行った。

#### ＜進行中ケース＞

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のためのアシスト、書類の翻訳、日本にいる担当弁護士とクライアントとのスカイプ会議の通訳、さらに、婚姻の登録や認知、法改正後の国籍取得などに関する法的手続きのためのアシスト、ビザや日本パスポート取得手続きの手伝いなどを行った。ダバオケースを含めた DNA 鑑定が必要なケースへ、スタッフが DNA サンプルなど必要書類を揃え、日本に郵送した。随時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

#### ＜解決ケース＞

父親によって送金される養育費の管理を行った。クライアントへの仕送りと母子の現状について簡単なモニタリングを行った。父親とのコミュニケーションのために、子どもや母親が書いた父親への手紙の受け取りも随時行っている。

#### ・カウンセリング

クライアントへの聞き取りや進捗の報告と平行して、適宜、電話または面会でのカウンセリングもおこなった。カウンセリングはクライアントの現状への理解や受容を促す上で重要であり、精神面での安定のために不可欠なものである。

#### ・家庭訪問

年間合計で約 1 件のクライアントの家庭を訪問した。訪問理由は、JFC ネットワーク奨学制度への参加希望があったため、母子の経済状況と JFC の学業について確認した。

#### ・国籍申請支援

2009 年 1 月国籍法の改正に伴い、父親から認知を取得したケースの国籍申請手続きの支援を行った。また、国籍取得許可が発行されていないケースに対して、大使館へのフォローアップや必要書類取り寄せを支援した。

### 2) Training & Education Program (TEP) (トレーニング・教育プログラム)

#### JFC 向けプログラム

12月、マリガヤハウスクリスマス会を開催することはできなかったが、日本からご寄付いただいたマスクや衣料などをクリスマスプレゼントとしてJFC達の自宅へ郵送した。

### **保護者(母親など)向けプログラム**

1月・2月 マリガヤハウス母親グループ TINKABA (Tinig At Karapatan Ng Kababaihan 女性の権利を叫ぶ)のミーティングを毎月1回行った。マリガヤハウスでのイベント準備や新しく参加した母子達へ自分の経験をベースにアドバイスをを行った。12月、マリガヤハウスクリスマス会を開催することはできなかったが、日本からご寄付いただいたマスクや衣料などをクリスマスプレゼントとしてJFC達の自宅へ郵送した。

### **奨学金プログラム**

JFC ネットワーク奨学金制度に参加しているJFCに対し、Facebook メッセンジャーやメールをりようして学生生活や成績についてシェアリングを行ったり、高校卒業後の進路について話し合いを行った。2020年は高校生3名と大学生1名が支援を受けた。奨学金以外のJFCで、学費や文具、制服などの費用が出せないために通学が困難な者に対し、進路・進級支援「Enrolment Assistance」も行っている。

### **訪問者・ボランティアへの啓蒙**

個人や団体の訪問者やボランティアに対し、JFC 問題やマリガヤハウスの活動についてオリエンテーションを随時行い啓蒙を行っている。2020年はコロナ流行のため訪問者やボランティアは受け入れなかった。

## **3) Research & Publications Program (RPP) (調査研究・広報プログラム)**

クライアントのデータベースのアップデートを行い、新規登録されたクライアントのデータの随時追加入力を行なった。JFC ネットワークの季刊誌「マリガヤ」へのマリガヤハウス報告、JFC 奨学金の季刊紙の作成を行った。

## **4) Advocacy & Networking Program (Ad Net) (アドボカシー・ネットワーク プログラム)**

### **①政府や他の NGO とのつながり**

フィリピン NGO で女性の移住労働帰国者やその子どもたち(JFC など)を支援する BATIS CENTER FOR WOMEN やフィリピン政府機関と協力したり、ケースの相談を行ったりするなど、ケース対応のための良い環境を保つことができた。

## **5) Finance & Administration Program (FAP) (財務・運営)**

### **①組織運営**

フィリピン国内での営業許可証、税務署登録更新、フィリピン証券取引委員会にて法人登録更新を行った。東京事務所から毎月10日に送金される養育費の管理、配当を行った。2か月ごとに行われるJFC ネットワーク東京事務所理事会で、マリガヤハウスの会計報告を行った。

6月 マリガヤハウス理事会が開催され、理事会が成立した。

理事長:オーロラ ハヴァテ デ ディオスさん

副理事長:大森佐和さん

コーポレートセクレタリー:シスター マリア マグダレーナ サアヴェドラ RGS.

会計:銅直一彦さん

監査:鈴木雅子さん

理事:レイ ヴェントゥラさん

理事:アンドレア ルイサ カストール アノリンさん



### 第3 東京事務所における JFC に対する法的・行政手続支援事業の概要

#### 1 ケース対応の手続

ケース相談は基本的にマリガヤハウスおよび東京事務所で直接クライアントから相談を受け、ケースとして受理している。2007 年度から、ダバオの NGO、RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas) で相談を受け付けたケースを扱っている。

まず、ケースを進めるにあたり、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料は基本的にはクライアントの申告した住所や電話番号などであるが、特に住所が不完全で、父親にフィリピンへの渡航歴がある際には、クライアントによりフィリピンの入国管理局で父親の渡航証明書を取得してもらい、父のパスポート番号を入手する。

父親の自宅あるいは職場の住所が明らかな場合は手紙を出す。1 度手紙を出しても返事がない場合、基本的には裁判の管轄となる父の住所地に事務所を置く弁護士にケース受任の依頼をする。

近年は、弁護士が遠方の家庭裁判所まで出向くことが困難である場合には、電話裁判などにより調停が可能となっていることから、特に地方の父の住所地に事務所を置く弁護士がいない場合でも弁護士にケースを依頼することが容易になっている。

父親から電話や手紙、またはメールを受けた場合、事務局により父親との話し合いを行うが、交渉が難航した際には弁護士にケースを依頼する。

また、父親の所在が不明で裁判手続きも経ることができない場合、父の住所があると推測される住所地に事務所を置く弁護士に依頼をして、渡航歴証明書に記載のある父親のパスポート番号から外務省へ本籍地もしくは住所地の弁護士照会をして頂き、父の現在の所在地調査を依頼する。

父にフィリピンへの渡航歴がない場合、父の携帯電話などから弁護士照会をして頂くなどの方法で父の住所地調査を依頼する。

それでも、父の住所地が判明できない場合、隔月行われる弁護団会議において相談され、「ケース打ち切り」の決定は当会議によってなされる。

## 2 受理・処理の状況（表 1～3）

- 1) JFC ネットワークのこれまでの総受理件数は 1,672 件、うち昨年度受理件数は 25 件である（表 1）。在比ケースはマリガヤハウス設立前ではフィリピンの他の NGO からの紹介だったが、マリガヤハウス設立（1998 年 1 月 17 日）後は専ら同オフィスで受理したケースを扱っている。2007 年度に初めてダバオの RGS-COW からケースの依頼を受けつけた。

他方、在日ケースは 1996 年以降受理している。2007 年度から JC ケースをカウントしている。JC ケースは、裁判などの法的な手続きがなくアドバイスのみの対応、メール相談の対応、子どものいないケース、弁護士などからの通訳・翻訳依頼、マリガヤハウスにおける書類の取り寄せ依頼の対応などのケースである。

昨年度は新型コロナ感染拡大の影響で特にマリガヤハウスや RGS-COW においてケースを受け付けることがほとんどできなかった。マリガヤハウスはケース受理前にオリエンテーションに参加をしてもらうが、緊急事態宣言下で外出が困難であったり、経済的に厳しく、事務所に行くまでの交通費が工面できないなどの理由からオリエンテーション参加者が少なかった。

一方、RGS-COW はコロナの影響もあるが、年度途中で JFC ケースを担当していたシスターが移動し、ほとんどケースの引継ぎがなく後任のシスターが赴任したため、新規のケースを受理する状況になかったことも原因している。

表 1 <総受理ケース>

| 受理年       | 場所    | 総数   | 再開 | 打切  | 解決  | 弁護士 | 事務局 |
|-----------|-------|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 93-95     | BS    | 49   | 1  | 39  | 10  |     | 1   |
| 96-97     | NGO   | 7    |    | 7   |     |     |     |
| 96～15     | TK    | 373  | 5  | 154 | 176 | 10  | 38  |
| 97～15     | MH    | 806  | 10 | 593 | 169 | 22  | 32  |
| 2007-2015 | COW   | 155  |    | 85  | 44  | 9   | 17  |
| 2012      | Batis | 2    |    | 1   |     | 1   |     |
| 2016      | TK    | 23   |    | 12  | 4   | 3   | 4   |
|           | MH    | 13   |    | 2   | 3   | 6   | 2   |
|           | COW   | 24   |    | 6   | 5   | 11  | 2   |
| 2017      | TK    | 13   |    | 2   | 3   | 3   | 5   |
|           | MH    | 17   |    |     | 3   | 15  |     |
|           | COW   | 25   |    | 5   | 3   | 14  | 3   |
| 2018      | TK    | 11   |    | 2   | 2   | 2   | 5   |
|           | MH    | 18   |    | 3   | 2   | 11  | 2   |
|           | COW   | 29   |    | 3   | 3   | 18  | 5   |
| 2019      | TK    | 17   |    | 1   |     | 8   | 8   |
|           | MH    | 13   |    |     |     | 8   | 5   |
|           | COW   | 4    |    |     |     | 2   | 2   |
| 2020      | TK    | 15   |    | 1   |     | 6   | 8   |
|           | MH    | 7    |    |     |     | 2   | 5   |
|           | COW   | 3    |    |     |     | 2   | 1   |
| 合計        |       | 1672 | 25 | 932 | 459 | 154 | 152 |

<JC ケース>

| 受理年  | 件数  |
|------|-----|
| 2007 | 26  |
| 2008 | 29  |
| 2009 | 12  |
| 2010 | 8   |
| 2011 | 8   |
| 2012 | 35  |
| 2013 | 29  |
| 2014 | 29  |
| 2015 | 12  |
| 2016 | 6   |
| 2017 | 7   |
| 2018 | 3   |
| 2019 | 4   |
| 2020 | 0   |
| 合計   | 208 |

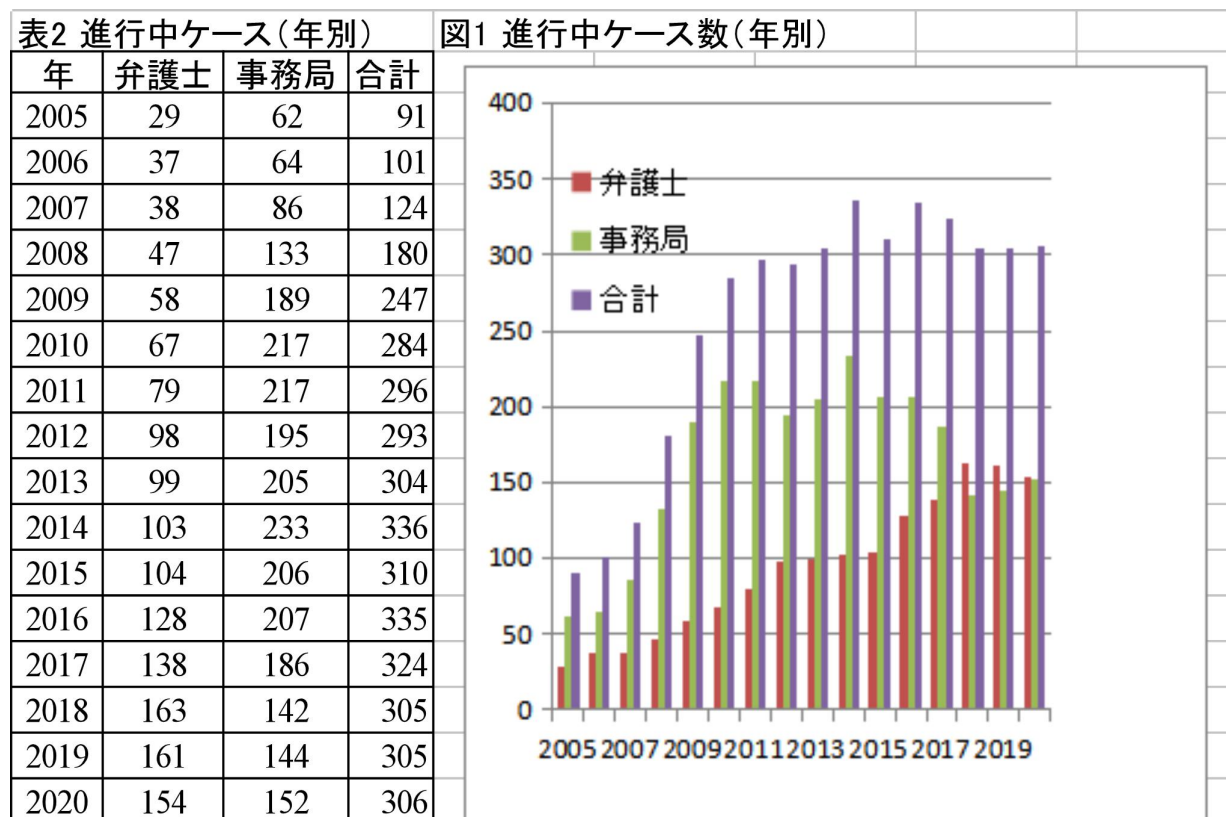
2) 毎年の受理件数の増加はない一方で進行中のケースがここ数年増えている。特に、弁護士依頼ケースが急激に増えている（表2、図1参照）。

弁護士依頼ケースが増加している理由は、第一に、2006年以降、在比ケースでも、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになってきていることにある。それまでは在比ケースの場合、事務局による交渉が難航した場合、本人が養育費や認知請求などの法的手段を取りたくても弁護士を雇う経済的な余裕はないため泣き寝入りする他なかった。

第二の理由は、2009年1月1日に国籍法が施行され両親が非婚でも20歳までに日本人の父親から認知された子は20才までに日本国籍の取得が可能となったため、過去にすでに打ち切っていたが再び認知請求のために再開をするケースが増加したこと、また、これまでは認知を得るまでの支援だったものがその後の国籍取得までアシストをするようになったために1件あたりにかかる時間が長くなったことにある。

第三に、過去に認知請求をせずに養育費送金の合意を父母間でしていたケースのJFC自身が、父に対して認知請求を起こすケースが出てきていることである。

第四の理由としては、過去にケースは終了したが、認知をした父が死亡したため遺産相続のために再開するケースも出てきていることにある。



3) 受理案件のうち一定の解決を得たケースの状況は表3の通りである。各項目ごとの分析は次項以下を参照。なお、表3は解決を得た人及び項目ごとにカウントしている。たとえば同一の母親の二人の子どもについてそれぞれ認知が得られたときは、受理件数は1件であるが解決件数は2件としている。また同一の子について認知と養育費支払の解決を得たときには2件としている。したがって、表1の解決件数と表2の解決人数とは一致しない。

表3 全体及び昨年度の主な解決の状況

(単位：人)

|     | 婚姻の報告的届出 | 国籍取得 | 認知  | 養育費支払 | 在留特別許可 | 総数    |
|-----|----------|------|-----|-------|--------|-------|
| 総数  | 91       | 400  | 441 | 237   | 66     | 1,235 |
| 昨年度 | 0        | 12   | 20  | 8     | 1      | 41    |

4)受理件数 1,672 件のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは 932 件（昨年度は 10 件）である（表 1 参照）。打ち切りの理由は、表 4 の通りである。「父親の手がかり無し/情報不足」（52 件）または「行方不明」（152 件）といった父親の所在がつかめずに、打ち切りとなったものが全体の 22.89%(204 件)を占めている。

また、父親の死後に相談を受けたケースもこれまでに 39 件（4.2%）が何も出来ずに打ち切りとなった。

また、最近の傾向としては、クライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが増加しており、昨年度の打ち切りケースの半分以上をその理由が占める（233 件、25%、昨年度 5 件、50%）。在比ケースの場合、特にクライアント側の経済的事情などによりケースの継続が困難な実情を伺わせる。特に 2009 年の国籍法改正後に多くの JFC をターゲットにした人身売買取引が問題化しており、日本で働けるという話で悪質なエージェントを通じて、当団体に告げることなく来日しているケースが増えているようだ。

表4 ケース打ち切りの理由

&lt;2020 年&gt;

| 打ち切り理由                   | 合計 | 構成率(%) | 全ケース | 構成率(%) |
|--------------------------|----|--------|------|--------|
| 家族一緒に暮らすこととなる/関係良好       | 0  | 0.00   | 17   | 1.82   |
| 送金が既にされている/直接送金始めた       | 0  | 0.00   | 20   | 2.15   |
| 父親の手がかりなし/情報不足           | 0  | 0.00   | 52   | 5.58   |
| 父親行方不明                   | 0  | 0.00   | 152  | 16.31  |
| 過去に金銭受理                  | 0  | 0.00   | 3    | 0.32   |
| 要望(婚姻記載・出生記載・謄本取寄)済      | 0  | 0.00   | 2    | 0.21   |
| 交渉困難/支払いの意思なし            | 0  | 0.00   | 98   | 10.52  |
| クライアントの要望                | 3  | 30.00  | 89   | 9.55   |
| 両親(父子)同士で交渉              | 0  | 0.00   | 21   | 2.25   |
| クライアントの話が不可解/信頼関係築けず     | 1  | 10.00  | 14   | 1.50   |
| クライアント行方不明・連絡取れず         | 5  | 50.00  | 233  | 25.00  |
| 父に支払い能力無し                | 0  | 0.00   | 50   | 7.47   |
| 父は拘留中のため交渉不可能            | 0  | 0.00   | 2    | 0.21   |
| 他団体・個人・弁護士に依頼            | 0  | 0.00   | 22   | 2.36   |
| 法的にできること無(在特申請/国籍取得/その他) | 0  | 0.00   | 24   | 2.58   |
| 必要性無(経済的に自立)             | 0  | 0.00   | 1    | 0.11   |
| 父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無       | 0  | 0.00   | 39   | 4.18   |

|                             |           |               |            |               |
|-----------------------------|-----------|---------------|------------|---------------|
| 母子強制退去                      | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| クライアント/JFC に意思/やる気なし        | 0         | 0.00          | 29         | 3.11          |
| 送金が途絶え、その後支払の意思・能力無         | 0         | 0.00          | 8          | 0.86          |
| 送金が途絶え、父が直接送金を始めた           | 0         | 0.00          | 2          | 0.21          |
| 送金が途絶え、その後父行方不明             | 0         | 0.00          | 4          | 0.43          |
| 送金が途絶え、Ctと連絡とれず             | 0         | 0.00          | 8          | 0.86          |
| 送金が途絶え、Ctと信頼関係喪失/継続意思無      | 0         | 0.00          | 3          | 0.32          |
| 送金中、Ct 他団体へ依頼希望             | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| 送金中、母子行方不明                  | 0         | 0.00          | 2          | 0.21          |
| 家族に養育能力無                    | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| クライアントに金銭的余裕無・日弁連不許可        | 0         | 0.00          | 6          | 0.64          |
| CT の夫の協力得られず(法テラス申請)        | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| 相手側にやる気なし(父親がクライアント)        | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| 裁判取下げ                       | 0         | 0.00          | 6          | 0.64          |
| 裁判敗訴                        | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| 父調停に不出頭(婚姻費用請求)             | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| 父在外のため裁判できず                 | 0         | 0.00          | 3          | 0.32          |
| 鑑定結果父子関係(母子関係)無。            | 1         | 10.00         | 14         | 1.50          |
| Ct(20才以上JFC)が日弁連申請のために来日できず | 0         | 0.00          | 1          | 0.11          |
| <b>合計</b>                   | <b>10</b> | <b>100.00</b> | <b>932</b> | <b>102.11</b> |

### 3 婚姻手続（表 5～9）

(1) 総受理ケース（1,672 件）のうち、両親共に外国人家族の相談 3 件を抜いた 1,669 件のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いずれかで成立しているケースは 526 件（31.46%）である。しかし、このうち重婚であったケースが 69 件（13.12%）あり、さらにクライアントとの婚姻が後婚であるために無効（フィリピン家族法 35 条 4 項）であるケースは 36 件である（表 6 受理時に婚姻が成立していたケースの 6.84%、重婚ケースの 52.17%に上っている）。

**表 5 受理時点での両親の婚姻の成否**

| 種類     | 総受理ケース | 婚姻成立  |      | 非婚    | 外国人家族 |
|--------|--------|-------|------|-------|-------|
|        |        | 有効    | 無効   |       |       |
| 数      | 1672   | 490   | 36   | 1,143 | 3     |
| 構成率(%) | 100%   | 29.31 | 2.15 | 68.08 |       |
| 数      | 1672   | 523   |      | 1,43  |       |
| 構成率(%) | 100%   | 31.28 |      | 68.08 |       |

※子ども無ケース 2 件含む

**表 6 重婚ケース**

|        |    | 対総婚姻数  | 重婚の    |
|--------|----|--------|--------|
|        | 数  | 構成率(%) | 構成率(%) |
| 前婚(有効) | 33 | 6.37   | 47.83  |
| 後婚(無効) | 36 | 6.95   | 52.17  |
| 合計     | 69 | 13.11  | 100.00 |

(2) フィリピンで有効に成立した婚姻は日本法上も有効であるが、日本の本籍地の市町村役場若しくは在比日本大使館に届出（報告的届出）をしないと戸籍に記載されない。

JFC ネットワークが受理した時点で婚姻が成立していたケース（526 件）から、重婚の後婚であるために婚姻が無効であるケース（36 件）を除いた、有効に成立した婚姻 490 件のうち、フィリピンで成立したケースは 427 件（87.14%）である。

しかし、そのうち 130 件は報告的届出がなされておらず、日本人夫の戸籍に記載されていなかった（フィリピンにおいて有効に成立した婚姻の 30.44%）（表 7, 図 2）。

つまり、フィリピンで婚姻が成立したケースの約 3 割は日本への報告的届出がされていないことになる。フィリピンで成立した婚姻の日本への報告的届出義務者は日本人夫であるが、フィリピンで婚姻が成立後速やかに在比日本大使館にフィリピン人妻からの届出でも可能とするシステムと周知が必要である。

受理後に JFC ネットワークで報告的届出を行ったケースは 91 件（未届ケース 130 件の 70%）ある。そのうち婚姻後 1 年以内の報告的届出は 1 件であり、婚姻成立後 5 年以上経過したケースが 65 件と過半数を占めている（表 8）。昨年度は婚姻の報告的届出を行ったケースはなかった。

表7 有効な婚姻成立ケースの内訳（490件）

| 種類  | フィリピンにて婚姻 |        | 日本にて婚姻 | 不明   |
|-----|-----------|--------|--------|------|
|     | 日本未届      | 日本届出済  |        |      |
| 数   | 130       | 297    | 57     | 6    |
| 構成率 | 26.53%    | 60.61% | 11.63  | 1.22 |
|     | 30.44%    | 60.61% | —      | —    |
| 構成率 | 87.14%    |        | 11.63  | 1.22 |

図2 有効な婚姻成立ケースの内訳

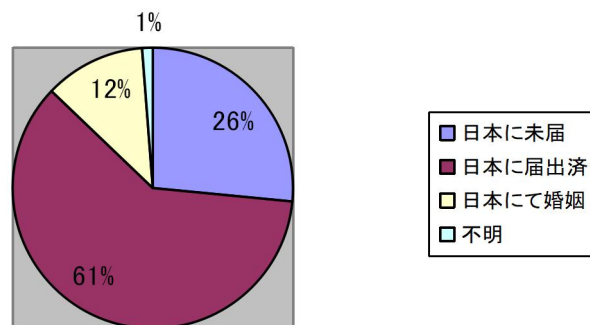


表8 比国方式の婚姻成立後、日本への届出までの経過期間

| 経過した期間     | 件数 |
|------------|----|
| 1年未満       | 1  |
| 1年以上2年未満   | 5  |
| 2年以上3年未満   | 6  |
| 3年以上4年未満   | 8  |
| 4年以上5年未満   | 5  |
| 5年以上10年未満  | 25 |
| 10年以上20年未満 | 36 |
| 20年以上30年未満 | 3  |
| 30年以上40年未満 | 1  |
| 不明         | 1  |
| 合 計        | 91 |

(3) (2)で見たように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性和その手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられる。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

前述の通り、報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたりすることになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった130件のうち報告的届出ができたケースが91件(70%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となったためである。そして、このような状態がJFCの国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・啓発活動が必要である。後述する通り、マリガヤハウスの受理ケースのうち、約7割が大使館からの紹介・依頼であることを見ても、大使館は事態の深刻さを十分に理解しているのであり、大使館における早期の適切な対応が求められる。

(4) フィリピンでは離婚制度がないために、日本人と婚姻したフィリピン人女性が日本人夫と日本法で離婚した場合、その日本で成立した離婚の承認手続きがフィリピンの裁判所で必要になる。フィリピン家族法によると、外国人配偶者の国の法律により離婚する場合、外国人配偶者によって離婚を申し立てられ、裁判によって離婚が成立しなければ、フィリピン本国で離婚は承認されないとされている。実際、日本で協議離婚したケースでは、フィリピンの裁判所において離婚の承認が得られないという事態が起きている。

ただ、この点については、2018年11月12開催の日弁連主催『日比家族法の最新動向を語る』というシンポジウムの中で、2018年6月25日最高裁判決(Lobrigo判事)により日本で成立した協議離婚についてもフィリピンの裁判所において離婚を承認し得ることが確認された。

しかし、離婚を承認する手続きには弁護士に依頼する必要があると、40万—100万円の費用がかかっており、日本人男性と離婚をしたフィリピン人の女性たちの大きな負担となっている。

さらに、ケース受理後に日本人の父親の戸籍謄本を取り寄せて初めてフィリピン人母が離婚をされていた事実を知るケースも多い。フィリピンで有効に成立した婚姻(526件)のうち有効な婚姻(490件)で日本に届けられていた婚姻(297件)と日本で成立した婚姻(57件)は日本法で離婚が可能なケースであった(354件)。354件の中で離婚が成立していた件は155件(日本法で離婚可能な婚姻ケースの43.79%)であり、そのうちフィリピン人妻が知らないうちに離婚されていたケースは38件である(全離婚ケースの24.84%)。約4組に1組のケースはフィリピン人妻が知らないうちに日本人夫により勝手に離婚されていることになる。(表9)

また、フィリピン妻が知らずに離婚した38件のケースのうち妻がフィリピン在住のケースは34件(89.47%)であり、日本在住のケースは4件(10.53%)であった。妻がフィリピンに在住しているケースの方が勝手に離婚されるケースが圧倒的に多いことが分かる。

**表9 離婚ケース状況**

| 離婚成立件数 153 件  |        |      |
|---------------|--------|------|
| フィリピン人妻知らずに離婚 |        | 離婚同意 |
| 日本在住          | 比在住    |      |
| 4             | 34     |      |
| 10.53%        | 89.47% |      |
| 38            | 115    |      |
| 24.84%        | 75.16% |      |



#### 4. 国籍取得（表 10～12）

##### (1) 概要

①JFC ネットワークにて受理後に JFC が日本国籍を取得したのは 399 人である。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後 3 ヶ月以内に出生の届出を行い日本国籍を留保できたのは 6 人(在比ケース)、準正による国籍取得は 43 人(在比・在日ケースともあり)、胎児認知は 7 人(在比・在日ケースともあり)、国籍再取得は 50 人(在日ケース)、1984 年改正前国籍法の適用による国籍取得は 13 人(在比ケース)、出生の届出により日本国籍を取得したケースが 3 人(在比・在日ケース)、2008 年 6 月 4 日の最高裁判決に伴う出生後認知による国籍取得が 278 人である。2020 年度は 12 人の国籍取得ができた。

なお、年ごとの国籍取得件数の推移を示したものが表 12 である。最高裁判所での違憲判決を得た 2008 年に取得件数が急激に上がり、その後、下降しているが取得数は多い。裁判認知については半年から 1 年、任意の認知ケースについては結果が出るまで非常な時間がかかっており、国籍取得の申請をしてから許可の結果がでるまで 1-5 年かかっている。

昨年度、国籍取得をしたケース概要は表 10 及び表 11 の通りである。

**表 10 国籍取得（取得場所別）**

| JFC 国籍取得地 | 1993-2020 |        | 2020 年度 |        |
|-----------|-----------|--------|---------|--------|
|           | 人数        | 構成率    | 人数      | 構成率    |
| 日本        | 140       | 35.00% | 6       | 50.00% |
| フィリピン     | 260       | 65.00% | 6       | 50.00% |
| 合計        | 400       | 100%   | 12      | 100%   |

**表 11 国籍取得（年齢別）**

| 1993-2020 (400 人) |       |       |       |       |      | 2020 年度(12 人) |      |       |       |       |     |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|------|---------------|------|-------|-------|-------|-----|
| 年齢                | 0-5   | 6-10  | 11-15 | 16-19 | 20-  | 年齢            | 0-5  | 6-10  | 11-15 | 15-19 | 20- |
| 人数                | 49    | 84    | 11    | 233   | 23   | 人数            | 1    | 3     | 1     | 7     | 0   |
| %                 | 12.25 | 21.00 | 2.75  | 58.25 | 5.75 | %             | 8.30 | 25.00 | 8.30  | 58.30 | 0   |

昨年度に国籍証明書が発行された 12 人の概要は以下のとおりである。

##### ◆日本取得地 6 人（3 件）＝国籍法 3 条の認知による国籍取得

1) 3 人（1 件）はきょうだいで相談時 13 歳、15 歳、18 歳だった。この 3 人は在留資格のないフィリピン人母と日本人父の子どもたちだが、母が偽名で来日し、全く知らない第 3 者が母に成り代わって婚姻しているため独身証明書がとれず両親が婚姻できずにいた。母のパスポート取得のための書類の取り寄せもできなかったために、フィリピン大使館で子どもたちの出生届もできず、無国籍状態であり、母子は在宅で退去強制手続き中であった。第 1 子（18 歳）は全く通学せず、第 2 子（15 歳）は中 1 から、第 3 子（13 歳）は小 6 から、それぞれ通学していた。母は重い子宮筋腫を患っており、手術が必要な状況にある。行った手続きは以下の通りである。

◆母子 4 人はいずれも ID を持たないが、(株)ローカスに相談をして、仮の証明書などで親子関係を証明するために DNA 鑑定を実施し、父子関係の証明をした。

↓

◆その後、親子関係存在確認の調停の申立てを行い、父子関係を認める審判が出た。

↓

◆その後、役所に子どもたちの出生届と認知届の双方を提出。その際に、今回の親子関係確認審判と確定証明書を添付。→受理の可否につき、法務局伺いになった。

↓

◆その後、法務局にて国籍法3条の国籍取得の届出を行った。

- ①生まれてからフィリピン国籍を得たこともなく、無国籍者である。
- ②母親にかかわる事情で、新たにフィリピン国籍を取得することも困難である。
- ③国籍法3条の届出は外国籍を持っていることを要件としていない事情から DNA 鑑定結果+審判で、日本人の父親との父子関係も証明された

以上の3点を法務局に説明し日本国籍取得の届出を行い、第1子20才になる前に無事国籍取得に至った。

※なお、本件が強制認知の申立てではなく、親子関係確認としたのは、法律扶助申込の際の日弁連委託援助側からの助言によるものだった。つまり、子どもらを申込人とする委託援助ではなく、日本人父を申込みとして法テラス本体事業の方を利用して欲しいということからだった。

2) 1人は相談時、生後4か月、国籍取得時2才の子どもである。在留資格のないフィリピン人母が子どもを産み、日本人の父に対して認知請求を申立、審判で認知が認められ、国籍法3条による日本国籍を取得した。母はその後、在留特別許可が認められた。

3) 1人は相談時17才、国籍取得時19歳の子どもである。フィリピン人母が前夫日本人と離婚後300日以内に生まれた子のため嫡出推定が働いてしまい任意の認知ができず強制認知の調停の申立てを行い、審判を得て国籍取得の届出を行った。母には前夫との間の次女と難民申請中のスリランカ人の現在の夫と、その夫との子ども2人と暮らしている。スリランカ人の在特許可を今後求めていく予定である。

4) 1人は準正による国籍取得を行った。夫のDVから逃げてきた母子だが、両親の共同親権のために国籍取得届は両親揃っての手续を求められるため、子どもが15歳になるのを待って本人の届出で国籍取得を行った。今後、離婚調停申立予定である。

◆フィリピン取得地6人(5件)

1) 2人は兄弟で相談時8歳と9歳、国籍取得時18歳と19歳の子どもたちである。在留資格のないフィリピン人母が日本人男性との間に生まれた子2人を任意で認知をし、日本に呼び寄せるため査証申請をしたが却下された。その時、当時NSOに登録されてないと思っていたフィリピン人男性との婚姻が登録されていることが判り、任意の認知が無効と判断され、国籍取得届も不許可となることから、改めて認知調停を申立、審判で認知を得て、日本国籍取得の届出を行ったものである。母は日本で婚姻しその夫との間に日本国籍の子がいて在特が許可されている。

2) 2人は死後認知訴訟で認知の判決を得て、その後、マニラ日本大使館とダバオの領事館で国籍取得届を行ったものである。子どもの年齢は相談時、6歳と7歳、取得時7歳と8歳であった。

3) 1人は相談時16才、国籍取得時18歳の子どもである。認知調停を起し審判で認知を得、その後、ダバオの日本領事館で国籍取得の届出を行った。

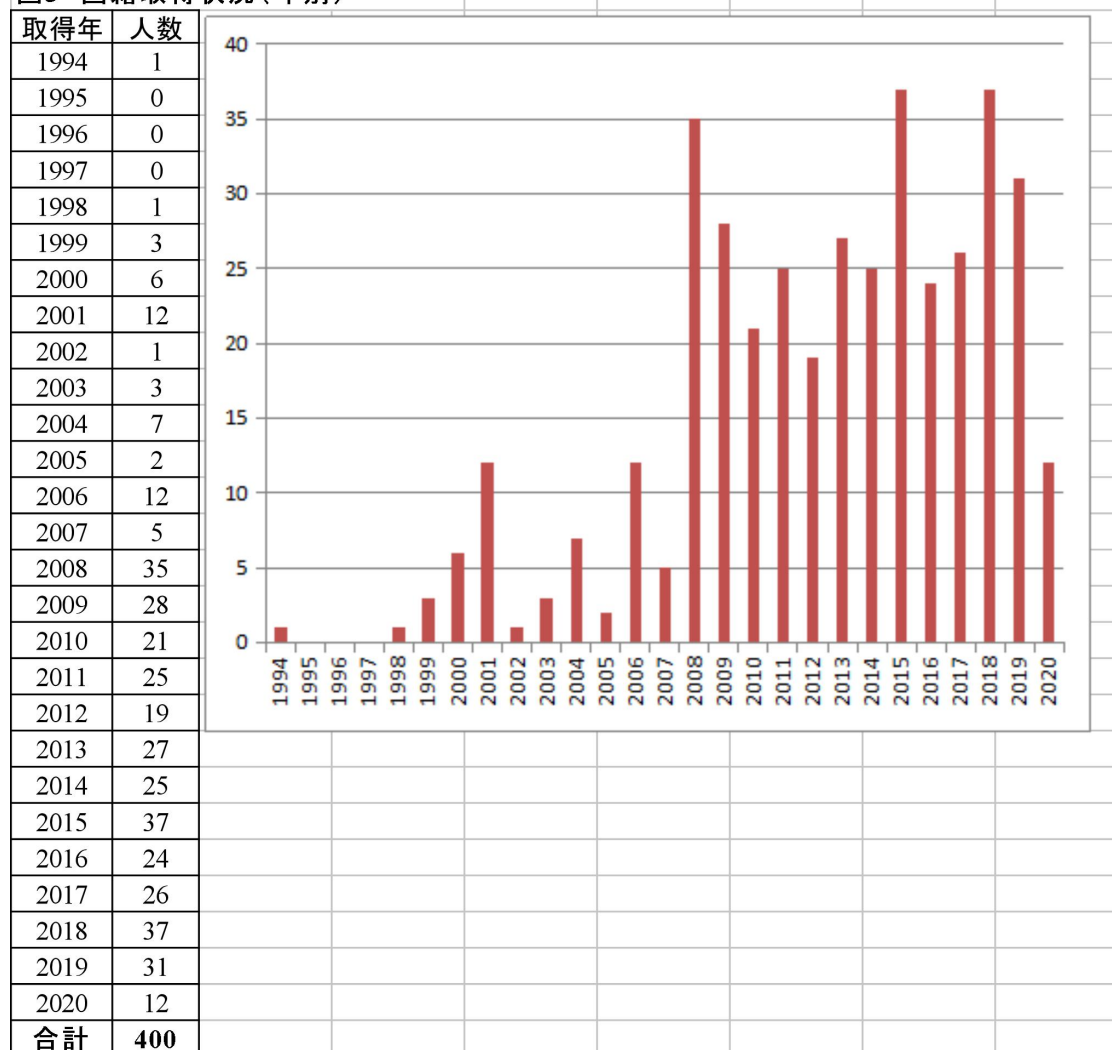
4) 1人は相談時6歳、国籍取得時8歳の子どもである。認知調停を起し審判で認知を得、その後、マニラの日本大使館で国籍取得の届出を行った。

表 12 国籍取得ケース概要

(単位:人)

|     | 国籍留保 | 準正 | 認知   |      | 国籍再取得 | 国籍法改正前 | 出生届出 | 総数  |
|-----|------|----|------|------|-------|--------|------|-----|
|     |      |    | 胎児認知 | 生後認知 |       |        |      |     |
| 全体  | 6    | 43 | 7    | 278  | 50    | 13     | 3    | 400 |
| 昨年度 | 0    | 1  | 0    | 11   | 0     | 0      | 0    | 12  |

図3 国籍取得状況(年別)



## (2) 準正による国籍取得（2008 年改正前国籍法 3 条 1 項）

(ア) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する（民法 789 条）。2008 年改正前の国籍法 3 条 1 項によれば、未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる（国籍法 3 条）。

(イ) JFC ネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた（すなわち日本国籍取得の要件を備えていた）JFC は 69 人あった(表 13)。このうち、すでに日本国籍を取得していた JFC は 30 人あった。

他方、準正が成立していながら日本国籍を有していなかった 39 人の JFC のうち、受理後に日本国籍を取得できたのはわずか 15 人であった。この内訳は以下の通りである。

- ① 当初から日本在住のケース 4 人
  - ② 母子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 5 人
  - ③ 在比ケースとして受理後に子が来日し日本で国籍取得の届出行ったケース 1 人
  - ④ 母が日本、JFC はフィリピンに在住するケース 1 人
  - ⑤ 在比ケースで、JFC 本人が日本大使館で手続を行ったケース 4 人
- 昨年度は準正による国籍取得を 1 件行った。

(ウ) 受理後に準正が成立したケースは 39 人あり、うち 19 人は国籍取得を行った。

表 13 受理時に準正が成立していたケースの国籍取得状況（単位：人）

|       | 総数   | 国籍有    | 国籍無    |
|-------|------|--------|--------|
| JFCの数 | 69   | 30     | 39     |
| 構成率   | 100% | 43.48% | 56.52% |

表 14 受理時に準正が成立していたケースの両親の婚姻状況（単位：人）

|       | 婚姻中    |        | 離婚     |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       | 国籍有    | 国籍無    | 国籍有    | 国籍無    |
| JFCの数 | 18     | 25     | 12     | 14     |
| 構成率   | 26.09% | 36.23% | 17.39% | 20.29% |
| 数     | 43     |        | 26     |        |
| 構成率   | 62.31% |        | 37.68% |        |
| 総数    | 69     |        |        |        |
|       | 100%   |        |        |        |

(エ) 上記の通り、JFC ネットワークで受理した時点で準正が成立しているにも関わらず日本国籍が取得できていなかった JFC が 39 人もおり、受理後も 20 人が国籍取得できないでいる。これらはいずれも在比ケースである。

在比ケースにおいて準正による日本国籍取得件数が少数に留まっている背景には、経済的な理由など個別事情だけでなく、以下のような制度的な問題点もある。

現在、国籍取得届出の手続を扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法 818 条 3 項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続を行うことを要求しており、外国における国籍取得届出手続の窓口である在外日本大使館も同様の

見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース 26 件(37.68%) (表 14) は全て日本での離婚届提出によるものである(そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースは 3 件)、協議離婚における親権者指定という制度がフィリピンに存在しないために、両親の合意による親権者の指定は無効とされ、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁が在比の母の単独親権の取得を困難にさせている(ちなみに在日ケースでは、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによる JFC の国籍取得の手続が可能になる)。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が見られる。

ことに 2008 年の国籍法改正により日本人父の認知があればフィリピン人母だけで JFC の国籍取得届ができるようになったことと対比すると、準正が成立している方が国籍取得が困難になっているという矛盾が生じている。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事案に応じて柔軟に対応することが必要である。

### (3) 国籍再取得

(7) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

(i) 受理ケース中、婚内子は540人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は397人（73.52%）だった。フィリピンで出生した婚内子（397人）のうち、国籍を留保していた子どもは118人（31.14%）であり、279人（70.28%）は国籍を喪失していた（表15、図4）。

国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは50人（17.92%）に過ぎない。

このように極めて多数の国籍喪失ケースが発生しているのは、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度（国籍法12条）の知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である（ちなみに日本で出生したJFCは婚内・婚外を問わず、また出生後何年経った後でも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる）から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。

(v) また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が（外国籍であっても）父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の公証という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。

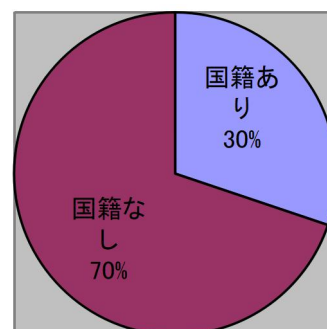
このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側の改善措置が必要と思われる。

(x) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる（国籍法17条1項）。国籍の再取得の手続を行った50件(表12)の多くは、フィリピンに在住する母子が来日し、短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を定住者に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する一方、家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行ったものである。あるいは18-19歳のJFCが単身で短期滞在の在留資格で来日し、日本人の配偶者等の在留資格への変更を行い日本に居住しながら法務局にて本人申請で国籍再取得の手続きを行ったものもある。この全ての過程に弁護士やJFCネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに平均約1年を要している。改めて、国籍再取得がいかに困難であるかを実感した。

図4 婚内子の国籍喪失状況

表15 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

| 婚内子(540人) |        |       | 比で出生した婚内子(397人) |        |
|-----------|--------|-------|-----------------|--------|
| 日本で出生     | 比で出生   | 不明    | 国籍有り            | 国籍なし   |
| 141人      | 397人   | 3     | 118人            | 279人   |
| 26.11%    | 73.52% | 0.55% | 29.72%          | 70.23% |



## 5 認知（表 16、表 17）

(1) ケースを受理した JFC の総人数（受理件数 1,672 件よりも多い）のうち、婚内子である JFC（540 人）と婚外子で受理時にすでに認知を得ていた JFC（125 人）を除いた、およそ 1000 数人（約 6 割）の JFC が、ケース受理時に父親に対して認知を求めうる立場にあった。このうち、父親からの認知を得られた JFC はわずか 441 人である。

裁判手続きを経て認知を得たケース 297 人のうち 48 人は死後認知訴訟により、7 人は公示送達<sup>(注)</sup>により認知を得た。

(2) 昨年度に父親から認知を得たケースは 20 人である（表 16 参照）。その内訳は以下の通りである。

①父親による任意の認知 0 人

② 裁判認知 20 人

20 人の裁判認知のうち 10 人は調停において家事事件手続法 277 条によって認知が成立したケースである。10 人のうち 4 人は JFC がすでに 20 歳を超えていたため本人の申立で行った。4 人のうち 2 人はマリガヤハウスと COW で受理したケースであり、日本弁護士連合会の法律扶助を申請するために単身で来日し申し立てを行った。4 人のうち 1 人は短期滞在で母子で来日している時に、東京事務所で相談を受け、日本弁護士連合会の法律扶助を申請して認知調停の申立てを行った。新型コロナの感染拡大の中、短期滞在の在留資格を延長しながら、認知の審判を得たのち、日本人の配偶者等の在留資格の変更申請を行い、現在も日本に滞在している。残りの 1 人の JFC は COW で相談を受けたケースであり、未成年の婚内子の弟がいたため、弟の養育費請求で日本弁護士連合会の法律扶助を申請し、弟への養育費の調停の話し合いの中で本人（姉）の認知を打診し、来日することなく任意認知を成立させたものである。

調停において認知が成立した 10 人のうち 6 人はいずれもフィリピンで相談を受けたケースであり、すべて本人（法定代理人母）が来日することなく審判で認知を得た。

20 人のうち判決で認知を受けた 10 人はフィリピンで相談を受けたケースであり、すべて本人（法定代理人母）が来日することなく判決を得た。

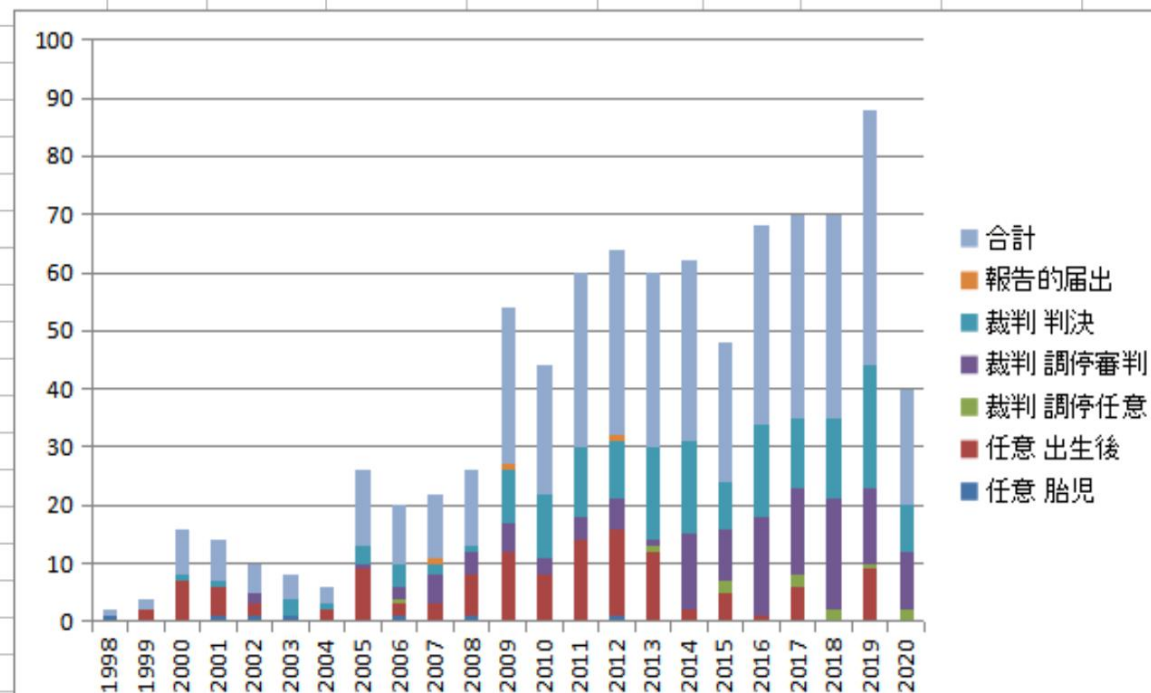
なお、審判認知の 3 件、判決認知の 1 件は DNA 鑑定を実施せずに審判や判決を得ている。

表 16 認知の成立状況

|         | 任意 |     | 裁判認知 |      |      | 特記  |      | 報告的届出                                                                                                                 | 種類  |     |
|---------|----|-----|------|------|------|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|         | 胎児 | 出生後 | 調停   | 調停任意 | 裁判   | 強制  | 死後   |                                                                                                                       | 準正子 | 婚外  |
| 2020 年度 | 0  | 0   | 10   | 2    | 8    | 0   | 2    | 0                                                                                                                     | 3   | 17  |
| 総数      | 7  | 123 | 128  | 11   | 169  | 27  | 48   | 3                                                                                                                     | 45  | 396 |
|         |    |     | 比出頭無 | 鑑定無  | 比出頭無 | 鑑定無 | 公示送達 | (注) 公示送達 <sup>こうじそうたつ</sup> とは：相手方を知ることができない場合や、相手方の住所・居所がわからない人、相手方が海外に住んでいてその文書の交付の証明が取れないときなどに、法的に送達したものとする手続きのこと。 |     |     |
| 2020 年度 |    |     | 8    | 4    | 8    | 6   | 0    |                                                                                                                       |     |     |
| 総数      |    |     | 91   | 8    | 164  | 45  | 7    |                                                                                                                       |     |     |

表17 認知件数の推移(1998～2020年)

|      | 任意 |     | 裁判   |      |     | 報告的<br>届出 | 合計  |
|------|----|-----|------|------|-----|-----------|-----|
|      | 胎児 | 出生後 | 調停任意 | 調停審判 | 判決  |           |     |
| 1998 | 1  |     |      |      |     |           | 1   |
| 1999 |    | 2   |      |      |     |           | 2   |
| 2000 |    | 7   |      |      | 1   |           | 8   |
| 2001 | 1  | 5   |      |      | 1   |           | 7   |
| 2002 | 1  | 2   |      | 2    |     |           | 5   |
| 2003 | 1  |     |      |      | 3   |           | 4   |
| 2004 |    | 2   |      |      | 1   |           | 3   |
| 2005 |    | 9   |      | 1    | 3   |           | 13  |
| 2006 | 1  | 2   | 1    | 2    | 4   |           | 10  |
| 2007 |    | 3   |      | 5    | 2   | 1         | 11  |
| 2008 | 1  | 7   |      | 4    | 1   |           | 13  |
| 2009 |    | 12  |      | 5    | 9   | 1         | 27  |
| 2010 |    | 8   |      | 3    | 11  |           | 22  |
| 2011 |    | 14  |      | 4    | 12  |           | 30  |
| 2012 | 1  | 15  |      | 5    | 10  | 1         | 32  |
| 2013 |    | 12  | 1    | 1    | 16  |           | 30  |
| 2014 |    | 2   |      | 13   | 16  |           | 31  |
| 2015 |    | 5   | 2    | 9    | 8   |           | 24  |
| 2016 |    | 1   |      | 17   | 16  |           | 34  |
| 2017 |    | 6   | 2    | 15   | 12  |           | 35  |
| 2018 |    | 0   | 2    | 19   | 14  |           | 35  |
| 2019 |    | 9   | 1    | 13   | 21  |           | 44  |
| 2020 |    | 0   | 2    | 10   | 8   |           | 20  |
| 合計   | 7  | 123 | 11   | 128  | 169 | 3         | 441 |





## 6 養育費請求（表 18）

父親との交渉により、JFC への養育費の支払の合意を得られたケースは 231 件あり、うち昨年度に 9 件の養育費支払の合意が得られた(表 18)。9 件のうち 2 件は弁護士に依頼をして養育費の調停を申立てたが、相手方の父親が任意で養育費の送金に応じたため合意書を作成して送金を開始したものである。

6 件は父が裁判所に出頭したため調停の話し合いで養育費の合意を得たものである。

1 件は父が裁判所に出頭せず話し合いができなかったため、家事事件手続法 284 条により「調停に代わる審判」を得た。通常は、父と母の双方の収入証明書を提出して養育費の金額を算定表に基づき決定するが、父が出頭せず父の収入が不明なため、父親の総収入を賃金構造基本統計調査の結果により年 370 万円程度と定め、最高裁判所事務総局・家庭裁判月報第 55 巻第 7 号 155 頁以下の標準的算定方式により、最初に未成年の監護費用分担金の支払いを求める調停の申し立てがされた時から未成年者が満 20 歳または 18 歳に達するまでの養育費が定められた。

養育費の支給終期年齢をフィリピン法で成人の 18 歳にするか日本法で 20 歳にするかは、裁判官によって判断が異なる。日本国籍のある子の場合には 20 歳まで、日本国籍取得の届出手続き中の場合には 18 歳となることが多い。中には 20 歳を超えた大学卒業までとしたケースもあったが、その場合には、大学の在学証明書を毎年父に送付することなどが条件づけられた。

昨年度は 18 歳までが 1 件、20 歳までが 7 件だった(表 19)。1 件は終期の定めなく父が 200 万の一括払いを希望したものである。申立時の子の年齢は 16 歳だった。

一括払いの 4 件は、72 万円、120 万円、170 万円、200 万であった(表 20)。養育費の送金額は月額 10,000 円が 1 人、30,000 円が 3 人、50,000 円が 1 人であった(表 21)。

他方、合意後に養育費の支払が途絶えたり、クライアントと連絡が取れなくなったり打ち切られたケースがこれまで 56 件、子どもが 20 歳になったため養育費送金が終了したケースが 61 件である。

現在、102 件について父親からの養育費の支払が行われており、金額は一人あたり 2,000～50,000 円とケース・バイ・ケースである。但し、送金が途切れがちなケースも多く、父親による JFC の支援は必ずしも順調ではない。

また、養育費送金が滞った場合の問題は、差し押さえ請求をしたくても日本弁護士連合会の法律扶助を利用できないため、本人が弁護士費用を払えずほとんどのケースで泣き寝入りとなっていることである。

民事施行法とハーグ条約実施法が改正され、2020 年 4 月 1 日から施行され、養育費を払わない父に対しての財産差し押さえの強制執行がしやすい環境となるため、養育費を滞納しているケースに関してはこの手続きに期待したい。

表 18 養育費の送金状況

|      | 任意  | 弁護士受任 |
|------|-----|-------|
| 全    | 111 | 120   |
| 2020 | 0   | 9     |
| 合計   | 231 |       |

表 19 養育費送金終期

|      | 件数 | 一括 |
|------|----|----|
| 18 才 | 1  |    |
| 20 才 | 7  | 4  |
| その他  | 1  |    |
| 合計   | 9  | 4  |

表 20 養育費一括払（4 件）

| 一括払金額       | 内容               |
|-------------|------------------|
| 720,000 円   | 月額 2 万として 3 年分   |
| 1,200,000 円 | 20 歳まで 2 年 5 か月分 |
| 1,700,000 円 | 20 歳まで 6 年分      |
| 2,000,000 円 | 申立時 16 歳         |

表 21 養育費送金額(月額)

| 月額       | 人   |
|----------|-----|
| 10,000 円 | 1 人 |
| 30,000 円 | 3 人 |
| 50,000 円 | 1 人 |
| 合計       | 5 人 |

## 7 在留特別許可（表 22 ・ 23）

(1)在留資格を有しないなど、退去強制事由（入管法 24 条）に該当する外国人は退去強制手続に付された上、強制送還（退去強制令書発付処分）されるのが原則である。しかし日本人と婚姻関係にある、日本人との間にもうけた子を養育している、などの事情により「法務大臣が特に在留を許可すべき事情があると認めるとき」には、在留特別許可が与えられる。例外的・恩恵的な制度とされているが、2018 年 1 年間の法務大臣への異議申立(2,819 件)に対する裁決件数件のうち、在留特別許可件数は 1,448 件であり、約 51.37%（2018 年度は 46.22%）が在留特別許可を認められている。（出入国管理統計年報<2019 年度版>法務大臣官房司法法制部編）

(2) 東京事務所で受理する在日ケースの中には、母子のいずれかまたは母子ともに在留資格を有しないケースもある。そのうち、子どもが日本国籍を有するケース、成人している JFC が日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。これまでの在留特別許可申請件数は 66 件であり、その内訳及びすでに在留特別許可を得た件数は表 19 の通りである。なお、66 件のうち 3 件は、子の日本国籍と母の婚姻の 2 つの要因があるケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。また別の 1 件は、JFC の姉妹のうち一人が日本人父から出生後認知を受け、もう 1 人が胎児認知を受けて日本国籍を有するケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。さらにもう 1 件は、母親と離れて児童養護施設で生活する JFC が日本人父から認知され、母は別の日本人男性と婚姻したケースであり、JFC とその母親とで在留特別許可の根拠が異なると見られるため、両方の類型にカウントした。さらに 3 件は子どもの認知と両親の婚姻の 2 つの要因があるためそれぞれにカウントしている。

(3)これまで、61 件について在留特別許可が出ている。昨年度許可されたのは 1 件である。在留資格のないフィリピン人母と日本人父の子が父から生後認知を審判で得、日本国籍取得の届出を行い在留特別許可を得たケースである。

(4) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は 1 年未満に出ているケースが 20 件で最も多い（表 20）。

**表 22 在留特別許可申出ケース 65 件(60 件)**

|                   | 許可 |    | 不明 |
|-------------------|----|----|----|
|                   | 総数 | 昨年 |    |
| 子が日本国籍を有するケース     | 20 | 1  | 1  |
| 子が日本人父の認知を得ているケース | 39 |    | 1  |
| 婚姻ケース             | 12 | 0  |    |
| 外国人家族             | 3  | 0  |    |

注：（ ）内は許可件数

**表 23 入管出頭後、  
在特許可までに要した期間**

| 期間        | 件  |
|-----------|----|
| ～1年未満     | 20 |
| 1 年以上2年未満 | 13 |
| 2年以上3年未満  | 16 |
| 3年以上4年未満  | 3  |
| 4年以上      | 5  |
| 不明        | 3  |

## 8 訴訟ケース（表 24）

- (1) これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは 581 件あった。事件の種類及び手続の種類（調停または訴訟）、解決状況等は表 21 の通りである。これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは 388 件 (66.78%)である。弁護士が受任し現在進行中のケースは 154 件であり、うち 147 件(91.30%)は母子が在比のケースである。

**表 21 裁判手続き提起・解決状況**

| 内容        |                  | 継続中    | 判決/和解/調停成立 |
|-----------|------------------|--------|------------|
| 夫婦関係調整    |                  | 調停 0   | 1          |
| 離婚        | 調停               | 1      | 35         |
|           | 訴訟               | 1      | 13         |
| 親権者指定     | 調停               | 0      | 11         |
|           | 訴訟               | 0      | 2          |
| 離婚無効確認    | 審判               | 0      | 1          |
|           | 訴訟               | 0      | 7          |
| 認知        | 認知               | 調停 121 | 114        |
|           |                  | 訴訟 6   | 77         |
|           | 強制認知(前夫と嫡出推定が働く) | 調停 5   | 14         |
|           | 死後認知             | 訴訟 7   | 25         |
| 遺産相続      |                  | 調停 4   | 7          |
| 親子関係不存在確認 | 調停               | 5      | 17         |
|           | 訴訟               | 0      | 5          |
| 養育費       | 調停               | 103    | 82         |
|           | 審判               | 6      | 11         |
| 子どもの引き渡し  | 調停               | 0      | 5          |
|           | 訴訟               | 0      | 2          |
| 親権者変更     |                  | 調停 0   | 2          |
| 差押請求      |                  | 調停 4   | 0          |
| 面会交流      |                  | 調停 1   | 2          |
| 慰謝料請求     |                  | 訴訟 0   | 2          |
| 婚姻費用      |                  | 調停 1   | 2          |
| 戸籍記載事項訂正  |                  | 調停 0   | 1          |
| 合計        |                  | 265    | 438        |

注:1 ケースで2 つ以上の事件を抱えるケースがある。